二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請に必要な書類一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必　　　　要　　　　　書　　　　　類 | | 備　　　　考 |
| 認定申請書 | | 新規または変更 |
| 添  付  書  類 | 1. 事業計画に係る以下の書類   (1)収集、運搬を行う事業者に係る事業計画  (2)処分を行う事業者に係る事業計画  (3)申請に係る産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程  (4)産業廃棄物処理業の許可証の写し（外部の者に収集、運搬または処分を委託する場合に、当該受託者に係るもの）  (5)産業廃棄物を生ずる事業場の付近の見取図 | 様式：１  様式：10  様式：２ |
| ２．定款または寄付行為および登記事項証明書 |  |
| ３．株主名簿（これに準ずるものを含む。） | 統括管理事業者以外の事業者に係るもの |
| ４．収集、運搬または処分を行う事業者に係る以下の書類  (1)産業廃棄物の収集または運搬に関する講習会（注１）の修了証のコピー  (2)産業廃棄物の処分に関する講習会の修了証のコピー  (3)収集、運搬または処分の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法  (4)直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表および法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類(①納税証明書および②税務署の受付印または電子申請等証明書のある確定申告書別表一(一)、別表四のコピー）  (5)誓約書  (6)「役員」および「令第６条の10に規定する使用人」に係る以下の書類  　・名簿（氏名（ふりがな）、生年月日、役職名、本籍、住所）  ・住民票の写し（本籍が記載されているもの）  ・後見登記等に関する法律第10条第１項に規定する登記事項証明書  ※　成年被後見人または被保佐人である者がいる場合は、登記事項証明書に加えて、当該者に係る「精神の機能の障害に関する医師の診断書」（注２）を併せて提出 | 省令様式：第１面  省令様式：第２面 |
| ５．「統括して管理する事業者が派遣し、他の事業者の業務を執行する役員」の氏名、住所および派遣されていることを示す書類 | 統括管理事業者が他の事業者の発行済株式の総数等を保有していない場合 |
| ６．産業廃棄物処理施設について許可を受けていることを証する書類 | 処分の用に供する施設が法第15条に規定する産業廃棄物処理施設である場合 |
| ７．収集、運搬または処分の用に供する施設に係る以下の書類  (1)積替保管施設および処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書および当該施設の付近の見取図  (2)運搬車両および運搬容器等の写真  (3)車両の保管場所の付近の見取図  (4)車両の保管場所に係る土地・建物の概要  (5)積替保管施設の概要  (6)積替保管施設に係る土地・建物の概要  (7)処分の用に供する施設の現況の写真  (8)処分の用に供する施設の構造および設備の概要  (9)処分の用に供する施設の維持管理計画書  (10)処分の用に供する施設に係る土地・建物の概要  (11)処分の用に供する施設が最終処分場である場合は以下の書類  　・災害防止計画  　・周囲の地形、地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面  (12)感染性廃棄物および廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を行う場合は以下の書類  　・性状の分析を行う設備の概要を記載した書類  　・性状の分析を行う者が十分な知識および技能を有する者であることを証する書類 | 積替保管施設および処分の用に供する施設は、福井県内に設置するものに限る。  様式：３、４  様式：５  様式：６  様式：７  様式：８  様式：11～15  様式：16～19  様式：20  様式：21  様式：22 |
| (13)処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | 様式：23 |
| ８．収集、運搬または処分の用に供する施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する以下の書類  (1)自動車検査証のコピー  (2)車両の貸借契約に関する証明書  (3)車両の保管場所に係る土地の登記事項証明書  (4)車両の保管場所に係る不動産登記法第14条の地図  (5)車両の保管場所に係る土地の賃貸借契約書のコピー等  (6)積替保管施設に係る土地・建物の登記事項証明書  (7)積替保管施設に係る不動産登記法第14条の地図  (8)積替保管施設に係る土地・建物の賃貸借契約書のコピー等  (9)処分の用に供する施設に係る土地・建物の登記事項証明書  (10)処分の用に供する施設に係る不動産登記法第14条の地図  (11)処分の用に供する施設の所有権を有することを証する書類  (12)処分の用に供する施設に係る土地・建物および施設の賃貸借契約書のコピー等 | 積替保管施設および処分の用に供する施設は、福井県内に設置するものに限る。  様式：９  福井県内に設置する場合  ※貸借契約に関する書類は、所有権を有していない場合のみ |
| ９．かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたことを示す書類（２．に掲げる書類を除く。） | 統括管理事業者が他の事業者の発行済株式の総数等を保有していない場合 |
| 10．申請手数料（福井県証紙貼付台紙）  　　新規：１４７，０００円  　　変更：１３４，０００円 | 手数料納付システムによる場合は、申込番号を記載すること。 |

注１）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが開催する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）を指します。修了証（新規）の有効期間は、修了日から5年間です。  
※ 既に産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、講習会（更新）の修了証でも可とします。修了証（更新）の有効期間は、修了日から2年間です。

注２）　「精神の機能の障害に関する医師の診断書」は、能力に関する意見（意思疎通ができるか否か　　　など）およびその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）が記載されたものを提出してください。

　　　　なお、「精神の機能の障害に関する医師の診断書」を提出する予定がある場合は、申請先の健康福祉センターに事前に御相談ください。

注３）住民票、各種登記事項証明書、精神の機能の障害に関する医師の証明書、納税証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

注４）認定の変更を申請する場合は、認定証を添付してください。

**福井県証紙貼付台紙**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ↓申請区分に○をつけてください。 | | | | 申請手数料 | | コード | | | | | | |
|  | 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 | | 新規 | １４７，０００円 | | 14340 | 06 | | 02 | 04 | 08 |  |
|  | 〃 | | 変更 | １３４，０００円 | | 14340 | 06 | | 02 | 04 | 08 |  |
| －  －  ※手数料納付システムを利用した場合、記載すること。  　【申込番号】  電算入力  証紙貼付欄 | | | | | | | | | | | | |
| 申請者氏名 | |  | | | | | | | | | | |
| 受付年月日※ | | 年　　月　　日 | | | 受付番号※ | | | ― | | | | |

※欄には記載しないでください。

〔様式：１〕収集、運搬を行う場合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収集、運搬を行う事業者に係る事業計画  １．事業の全体計画（変更認定申請時には変更部分を明確にして記載すること）  　　事業者の名称：  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類および運搬量等 | | | | | | |
|  | 産業廃棄物  の　種　類 | 運搬量  (t/月または  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称および所在地 | 積替えまたは保管を行う  場合には積替えまたは保  管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称および所在地  （処分場の名称および所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．運搬施設の概要  (1) 運搬車両一覧 | | | | | | | | |
|  | 車体の形状 | | 自動車登録番号  または車両番号 | 最大積載量  （kg） | | 所有者または使用者 | | 備考 |
| １ |  | |  |  | |  | |  |
| ２ |  | |  |  | |  | |  |
| ３ |  | |  |  | |  | |  |
| ４ |  | |  |  | |  | |  |
| ５ |  | |  |  | |  | |  |
| ６ |  | |  |  | |  | |  |
| ７ |  | |  |  | |  | |  |
| ８ |  | |  |  | |  | |  |
| ９ |  | |  |  | |  | |  |
| 10 |  | |  |  | |  | |  |
| 事務所の所在地 | |  | | | | | | |
| 駐車場の所在地 | |  | | | | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | | | 用　　途 | | 容　　量 | | 備　　考 | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |

|  |
| --- |
| (3) 積替保管施設の概要  (1)所在地  (2)面積  (3)積替保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）  (4)保管上限  (5)積み上げることができる高さ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日および従業員数を含む。）  従業員数の内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 | | | | | | | |
|
| 申請者または申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で  準用する第4条の7  に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替保管施設において講ずる措置を含む。）  ６．産業廃棄物処理業の許可を有している場合は当該許可番号（申請中の場合は申請先の自治体名および申請年月日）  ７．申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制  ８．申請に係る産業廃棄物の処理以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容  ９．申請に係る産業廃棄物の処理を外部の者に委託する場合は、受託者と締結する委託契約の内容および当該受託者に交付する管理票に関する事項 |
|

〔様式：２〕

産業廃棄物を生ずる事業場の付近の見取図

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| * 県内に事業場を有する場合は，住宅明細図等を添付すること。   県外に事業場を有する場合は，概略図および住宅明細図等を添付すること。  事業場の範囲を住宅明細図上に枠で囲んで表示すること。 | | | |
| 住　所 |  | | |
| 電　話 |  | ＦＡＸ |  |

〔様式：３〕

運搬車両の写真

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号  または車両番号 | |  | | |
| 前  面  写  真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。  　　　注意事項  　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。  　　　　・ナンバープレートが確認できること。 | | | |
| 側  面  写  真 | 注意事項  　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。 | | | |
|  | | 撮影 | 年　　月　　日 |

〔様式：４〕

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

〔様式：５〕

車両の保管場所の付近の見取図

所在地：

|  |
| --- |
| * 県内に車両の保管場所を有する場合は，以下の記載例のとおり駐車台数がわかるように見取図上に図示するとともに、住宅明細図等を添付すること。   県外に車両の保管場所を有する場合は，概略図および住宅明細図等を添付すること。  記載例    車　　両  車　　両  車　　両  車　　両  車　　両  車　　両  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０ｍ  駐車場　４００㎡  　　　　　　　　　　　　　　　２０ｍ |

〔様式：６〕

車両の保管場所に係る土地・建物の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施　設　の　所　在　地 | | | | 地目 | 公簿  面積 | 所有者の住所および氏名 | |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 |
| ※　設置場所に係る土地すべてについて記載すること。  地目は、雑種地、山林等を記入すること。  ○ ○ 町 | ○ ○ | ○ ○ | △ △ | ○○○ | ㎡  　△,△△△ | ○○町○○△△－△  　○　○　○　○ | |
| 合　　　　　　　　計 | | | | | △,△△△ |  | |
| 当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出状況 | | | | | | |
|  | | | | | | |

　※当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出のコピー（農地法の規定による農地転用許可証の写し等）を添付すること。

〔様式：７〕

積替保管施設の概要

１．積替保管施設

|  |  |
| --- | --- |
| 積替保管を行う理由 |  |
| 取り扱う産業廃棄物の  種類ごとの保管量 |  |

２．積替保管施設の維持管理計画

|  |  |
| --- | --- |
| 囲いおよび表示等 |  |
| 汚水の流失および悪臭の　防止措置 |  |
| 騒音、振動および粉じんの発生防止措置 |  |
| 衛生害虫等の発生防止措置 |  |
| 火災の発生防止措置 |  |
| 使用道路の安全確保等方策 |  |
| 廃棄物の種類ごとの保管 |  |
| 能力に見合った保管積替 |  |
| 保管期間 |  |
| 記録およびその保存 |  |
| 搬入時の産業廃棄物の確認 |  |
| 事故の防止措置 |  |

※ 積替保管施設の掲示板の表示内容および寸法を示す書類を添付すること。

〔様式：８〕

積替保管施設に係る土地・建物の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施　設　の　所　在　地 | | | | 地目 | 公簿  面積 | 所有者の住所および氏名 | |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 |
| ※　設置場所に係る土地すべてについて記載すること。  地目は、雑種地、山林等を記入すること。  ○ ○ 町 | ○ ○ | ○ ○ | △ △ | ○○○ | ㎡  　△,△△△ | ○○町○○△△－△  　○　○　○　○ | |
| 合　　　　　　　　計 | | | | | △,△△△ |  | |
| 当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出状況 | | | | | | |
|  | | | | | | |

　※当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出のコピー（農地法の規定による農地転用許可証の写し等）を添付すること。

〔様式：９〕

車両の貸借契約に関する証明書

　　年　　月　　日

　　　福井県知事　様

下記のとおり運搬車両の貸借契約を締結していることを証明します。

（貸主）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

（借主）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

記

１　自動車登録番号

２　貸借契約の内容　①借主または借主の従業員が１の車両を使用して産業廃棄物の収集、運搬を行うものであること。

　　　　　　　　　②貸主は、３に定める期間において、借主および借主の従業員以外の者に１の車両を使用させないこと。

　　　　　　　　　③借主は、借主の従業員以外の者に１の車両を使用させないこと。

３　貸借期間　　　　　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで

〔様式：１０〕処分を行う場合

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 処分を行う事業者に係る事業計画  １．事業の全体計画（変更認定申請時には変更部分を明確にして記載すること）  　　事業者の名称：  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類および処分量等 | | | | | | |
|  | 産業廃棄物  の　種　類 | 処分量  (t/月または  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称および所在地 | 処分方法 | 予定処分先の名称および所在地  （処分場の名称および所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |
|

|  |  |
| --- | --- |
| ３．施設の概要 | |
| 処理施設の種類 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置年月日 |  |
| 処理能力 |  |
| 廃棄物の種類 |  |
| 処理施設の処理方式および設備の概要 |  |
| 環境保全設備の概要 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ４．最終処分場 | |
| 最終処分場の種類および名称 |  |
| 設置場所 |  |
| 設置年月日 |  |
| 最終処分場の規模等 |  |
| 埋立対象廃棄物の種類 |  |
| 構造および設備の概要 |  |
| 放流水の水質等 |  |
| その他環境保全対策 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５．処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織および従業員数を含む。）  　○処分業務を行う時間、休業日  　○緊急時の連絡先  従業員数内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 | | | | | | | |
| 申請者または申請者の登記上の役員 | 政 令 第 6 条 の 1 0 で  準 用 す る 第 4 条 の 6  に 規 定 す る 使 用 人 | 相談役、顧問  等申請者の登  記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| ６．環境保全措置の概要  (1) 中間処理施設において講ずる措置  (2) 保管施設において講ずる措置  (3) 最終処分場において講ずる措置  ７．産業廃棄物処理業の許可を有している場合は当該許可番号（申請中の場合は申請先の自治体名および申請年月日）  ８．申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制  ９．申請に係る産業廃棄物の処理以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容  10．申請に係る産業廃棄物の処理を外部の者に委託する場合は、受託者と締結する委託契約の内容および当該受託者に交付する管理票に関する事項 |

〔様式：１１〕

施設の構造および設備の概要（中間処理共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理方式 | |  |
| 施設のメーカーおよび形式 | |  |
| 時間当たり定格標準能力 | |  |
| １日の運転時間 | |  |
| 周囲の囲いおよび表示 | |  |
| 雨水等の流入防止措置 | |  |
| 消火設備の設置 | |  |
| 洗車設備の設置 | |  |
| 駐車設備の設置 | |  |
| 排  水  処  理 | 放流先の概要 |  |
| 処理方法 |  |
| 地下浸透防止措置 |  |
| 腐食防止の措置 | |  |
| 廃棄物の飛散・流出　　　の防止措置 | |  |
| 悪臭の発生・害虫発生　　の防止措置 | |  |
| 騒音、振動発生防止措置 | |  |
| 施設の処理能力に応じた　貯留設備 | |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（脱水）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設設置場所 |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水措置 |  |
| 濃縮槽等の有無 |  |
| 濃縮後の排水の排水処理設  備等への導水措置 |  |

《移動式脱水処理》

|  |  |
| --- | --- |
| 台車への固定 |  |
| 脱離液の処理 |  |
| 脱水ケーキの貯留設備 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（乾燥）

《天日乾燥を除く》

|  |  |
| --- | --- |
| 排ガスの処理方法 |  |
| 施設設置場所 |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水措置 |  |
| 乾燥施設の耐熱性 |  |
| 乾燥温度の測定と記録 |  |

《天日乾燥施設に限る》

|  |  |
| --- | --- |
| 施設設置場所 |  |
| 地表水等の流入防止措置 |  |
| 床洗浄水等の集水と排水  処理設備等への導水措置 |  |
| 雨水排水路 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（焼却）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設設置場所 | |  |
| 排ガスの処理方法 | |  |
| 焼  却  設  備 | 炉温の確保 |  |
| 炉温の速やかな上昇と  保持（助燃装置、異常高温時の警報等） |  |
| 焼却炉の耐熱性 |  |
| 供給空気量の調節装置 |  |
| 炉温の測定と記録 | |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水装置 | |  |
| 排ガスの漏出防止措置 | |  |

《廃油の焼却》

|  |  |
| --- | --- |
| 焼却方式 |  |

《廃油または廃ＰＣＢ等の焼却》

|  |  |
| --- | --- |
| 廃油の流出防止装置 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（油水分離）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設設置場所 |  |
| 廃油の流出防止措置 |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水装置 |  |
| 油水分離槽の防油  ・腐食防止措置 |  |
| 油水分離槽の容量 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（中和）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設設置場所 |  |
| 廃酸・廃アルカリの  流出防止措置 |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水装置 |  |
| 中和剤等の供給量の調節 |  |
| 混合かくはん装置 |  |
| 中和槽の構造 |  |
| 水素イオン濃度の測定と記録 |  |
| 薬剤貯留設備 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（破砕）

|  |  |
| --- | --- |
| 粉じん発生防止装置 |  |
| 施設設置場所 |  |

《移動式破砕処理》

|  |  |
| --- | --- |
| 車台への固定 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（コンクリート固型化）

|  |  |
| --- | --- |
| 施設設置場所 |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水装置 |  |
| 混練施設および  定量供給装置 |  |
| 乾燥施設 |  |
| 固型化物の養生 |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（ばい焼）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設設置場所 | |  |
| 排ガスの処理方法 | |  |
| ば  い  焼  設  備 | ばい焼温度の確保 |  |
| ばい焼温度の速やかな  上昇と保持(加熱装置、異常高温時の警報等) |  |
| 温度の測定と記録 |  |
| 水銀ガスの回収 | |  |

〔様式：１２〕

施設の構造および設備の概要（シアン分解）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設設置場所 | |  |
| 漏出液等の集水と排水処理  設備等への導水装置 | |  |
| 高  温  熱  分  解  方  式  施  設 | 排ガスの処理方法 |  |
| 分解室内の温度の確保 |  |
| 炉温の速やかな上昇と保持  （助燃装置、異常高温時の警報等） |  |
| 高温熱分解炉の耐熱性 |  |
| 供給空気量の調節装置 |  |
| 事故時のガス漏出防止装置 |  |
| 酸  化  分  解  方  式  施  設 | 廃酸・廃アルカリの流出防止措置 |  |
| 中和剤等の供給量の調節 |  |
| 混合かくはん装置 |  |
| 酸化分解槽の構造 |  |
| 炉温または濃度の測定と記録 | |  |

〔様式：１３〕

施設の構造および設備の概要（最終処分場共通）

|  |  |
| --- | --- |
| 囲いおよび表示 |  |
| 地滑り防止・沈下防止措置 |  |
| 消火設備 |  |
| 洗車設備 |  |
| 駐車設備 |  |
| 管理事務所 |  |
| 地表水の流入防止措置 |  |
| 保安距離の確保 |  |
| 埋立地の崩壊防止措置 |  |
| 水質観測井戸の設置 |  |
| 基準高・区域杭 |  |
| ブルドーザーその他の施設 |  |

〔様式：１４〕

施設の構造および設備の概要（最終処分場個別）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| しゃ断型 | 外周仕切設備 |  |
| 内部仕切設備 |  |
| 安定型 | 腐食防止措置 |  |
| 安定型産業廃棄物以外の  廃棄物が混入するおそれ  のないような措置 |  |
| 管理型 | 腐食防止措置 |  |
| しゃ水工 |  |
| 地下水への対策 |  |
| 浸出水の集排水 |  |
| 浸出水の処理 |  |
| ガス抜き |  |
| 湧水対策 |  |
| 自然発生ガス対策 |  |

〔様式：１５〕

施設の構造および設備の概要（保管施設）

１．受け入れた産業廃棄物の保管施設

|  |  |
| --- | --- |
| 保管能力 | 面積　　　　　　　　　　　ｍ２ 容量　　　　　　　　　　　ｍ３  保管上限 　　　　　　　　ｍ３ 最高高さ 　　　 ｍ |
| 保管する産業廃棄物の　　種類および保管量※ |  |
| 中間処理施設と保管施設との  位置関係 | 別　図 |
| 仕切り壁 |  |
| 地下浸透防止措置 |  |
| 汚水の流出防止措置 |  |

２．処理後の産業廃棄物の保管施設

|  |  |
| --- | --- |
| 保管能力 | 面積　　　　　　　　　　　ｍ２ 容量　　　　　　　　　　　ｍ３  保管上限 　　　　　　　　ｍ３ 最高高さ 　　　 ｍ |
| 保管する産業廃棄物の　　種類および保管量※ |  |
| 中間処理施設と保管施設との位置関係 | 別　図 |
| 仕切り壁 |  |
| 地下浸透防止措置 |  |
| 汚水の流出防止措置 |  |

* 保管施設の掲示板の表示内容および寸法を示す書類を添付すること。

〔様式：１６〕

施設の維持管理計画書（中間処理共通　№１／２）

１　周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在の時は、出入り口を閉鎖し、施錠すること。

２　立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

３　受け入れる産業廃棄物の種類および量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析または計量を行うこと。

４　施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。

５　産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。

６　排水処理施設その他の施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検および機能検査を行うこと。

７　産業廃棄物の飛散および流出ならびに悪臭の発散を防止するために、必要に応じて消臭剤の散布その他の必要な措置を講ずること。

８　防虫剤の散布等を行い、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

施設の維持管理計画書（中間処理共通　№２／２）

９　運搬車両または中間処理に使用する機械等により、著しい騒音および振動が発生し周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

10　搬入時には産業廃棄物の確認をおこない、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していたときには、荷降を中止し、速やかに除去すること。

11　排出事業者の名称および排出される産業廃棄物の種類は、常に契約書およびマニフェストで確認し、これが不明な場合には、当該産業廃棄物を受け入れないこと。

12　中間処理施設からの排水を公共用水域等に放流する場合は、放流水の検査を１年に１回以上行い、管轄健康福祉センター所長に、その結果を提出すること。なお、水質検査の結果、異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査して必要な改善措置を講じること。

13　消火器その他の消火設備は、常に管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

14　中間処理場までの使用道路の安全確保、清掃保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

15　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、５年間保存すること。また、産業廃棄物の搬入および搬出に係る車両の確認、産業廃棄物の種類および量の確認の記録を作成し、５年間保存すること。

16　事故の発生を防止するため、巡回指導および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（脱水）

１　脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布または脱水機の洗浄を行うこと。

２　脱水施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、脱水施設を停止し、混入異物および機械の摩耗状況について点検すること。

３　脱水施設からのオーバーフローまたは漏出した汚水、汚泥からの分離液、ろ布等の洗浄水および床の洗浄水等は集水し、地下に浸透しないように適正に排水処理すること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（乾燥）

１　汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。

２　施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

３　乾燥施設の作動中に異常な音や振動が発生した場合は、乾燥施設を停止し、混入異物および機械の摩耗状態について点検すること。

４　乾燥施設からのオーバーフローまたは漏出した汚水、汚泥からの分離液、ろ布等の洗浄水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

【天日乾燥施設】

１　定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥または汚泥からの分離液および天日乾燥床の洗浄水が流出し、または地下に浸透するおそれがないように適正に排水処理すること。

２　天日乾燥床から乾燥後の汚泥を移動させたときに、当該乾燥床底面を洗浄し、亀裂がないことを点検すること。なお、異常が認められた場合には、速やかに改善措置を講ずること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（焼却 NO.１／３）

１　ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、通常、ごみを均一に混合すること。

２　燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設にあっては、この限りでない。

３　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度（廃ＰＣＢ等の焼却施設にあっては、千百度）以上に保つこと。

４　焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。

５　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。

６　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。

７　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

８　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない。

９　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（８のただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。

10　冷却設備および排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。

11　排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようごみを焼却すること。

施設の維持管理計画書（焼却 NO.２／３）

12　排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

13　排ガス中のダイオキシン類の濃度が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」別表第二で定める濃度以下になるようにごみを焼却すること。

14　排ガス中のダイオキシン類の濃度は年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）は６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

15　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

16　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合は、当該水の飛散および流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

17　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。

18　ばいじんまたは焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじんまたは焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

19 ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんまたは焼却灰、セメントまたは薬剤および水を均一に混合すること。

20 火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

21　廃ＰＣＢ等、ＰＣＢ汚染物およびＰＣＢ処理の焼却施設にあっては、燃え殻をＰＣＢに係る判定基準に適合させること。

22 廃油または廃ＰＣＢ等の焼却施設にあっては、廃油等が地下に浸透しないように、必要な措置を講ずるとともに、流出防止提その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

施設の維持管理計画書（焼却 NO.３／３）

23 燃焼室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

24 排ガス洗浄用として水酸化ナトリウム等の溶液を用いる場合には、水素イオン濃度を点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（ガス化改質方式による焼却 NO.１／２）

１　投入する産業廃棄物の数量および性状に応じ、ガス化設備における産業廃棄物のガス化に必要な時間を調整すること。

２　ガス化設備内を産業廃棄物のガス化に必要な温度に保つこと。

３　改質設備中のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。

４　改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

５　除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏２００度以下に冷却すること。

６　除去設備に流入する改質ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

７　冷却設備および除去設備にたい積したばいじんを除去すること。

８　除去設備の出口における改質ガス中の厚生大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が０．１ｎｇ／ｍ３以下となるように産業廃棄物のガス化および改質を行うこと。

９　除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類濃度を年１回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および硫化水素の濃度を６月に１回以上測定し、かつ、記録すること。

10　ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留すること。

11　ばいじんまたは焼却灰の溶融加工を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじんまたは焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。

12　ばいじんまたは焼却灰のセメント固化処理または薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんまたは焼却灰、セメントまたは薬剤および水を均一に混合すること。

施設の維持管理計画書（ガス化改質方式による焼却 NO.２／２）

13　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

14　焼却室等の構築材質が劣化し、または損傷していないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

15　排ガス洗浄用として水酸化ナトリウム等の溶液を用いる場合には、水素イオン濃度を点検し、適度に保たれていることを確認し、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（油水分離）

１　廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止提その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

２　火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。

３　油水分離槽からオーバーフローまたは漏出した汚水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

４　廃油の供給は、少量ずつ適度に調整しながら適正に行うこと。

５　油水分離槽に亀裂がないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

６　放流水に油膜が認められないことについて常に点検を行い、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（中和）

１　中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸または廃アルカリおよび中和剤の供給量を適度に調節すること。

２　廃酸または廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。

３　廃酸または廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

４　中和施設からオーバーフローまたは漏出した汚水および床もしくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

５　受入設備および中和槽は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合には操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うように配慮すること。

６　中和反応に伴い有毒なガスおよび悪臭が発生しないよう、あらかじめ試験を実施すること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（破砕）

　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（コンクリート固型化）

１　汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

２　汚泥、セメントおよび水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生すること。

３　漏出した保有水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

４　汚泥の処理に当たっては、含水率を一定にするため、必要に応じて、あらかじめ乾燥すること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（ばい焼）

１　汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

２ 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

３　ばい焼室の温度をおおむね摂氏６００度以上にした後、汚泥を投入すること。

４　ばい焼に当たっては、ばい焼温度を６００度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。

５　ばい焼によって生ずる水銀ガスを回収すること。

６　運転の開始時および停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないよう必要な措置を講ずること。

７　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（シアン分解）【高温熱分解方式】

１　汚泥からの分離液、廃酸または廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

２　施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

３　運転の開始時および停止時に燃焼室の炉温を急激に変化させないよう必要な措置を講ずること。

４　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火設備を備えること。

５　分解室の出口における炉温をおおむね摂氏９００度以上にした後、汚泥、廃酸または廃アルカリを投入すること。

６　熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を摂氏９００度以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。

７　漏出した保有水および床の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

８　受入設備、熱分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は、操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うように配慮すること。

９　高温熱分解室の構築材質が劣化し、または損傷していないことを常に点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。

〔様式：１７〕

施設の維持管理計画書（シアン分解）【酸化分解方式】

１　汚泥からの分離液、廃酸または廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

２ 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸または廃アルカリ、酸化剤および中和剤の供給量を適度に調節すること。

３　シアン化合物を含む廃酸または廃アルカリと酸化剤および中和剤との混合を十分に行うこと。

４　酸化分解によって有毒なガスおよび悪臭が発生しないよう、あらかじめ試験を実施するとともに、生じたガスおよび悪臭により、周辺の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。

５　酸化分解槽からオーバーフローまたは漏出した汚水および床もしくは地盤面の洗浄水等は集水し、適正に排水処理すること。

６ 受入設備および酸化分解設備は定期的に清掃するとともに、亀裂がないことを毎日点検すること。なお、異常が認められた場合は操業を停止し、速やかに改善措置を講ずること。また、清掃作業は複数の人員で行うよう配慮すること。

〔様式：１８〕

施設の維持管理計画書（最終処分場　No.１／３）

１　埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、および流出しないように必要な措置を講ずること。

２　最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要に応じて消臭剤の散布、その他必要な措置を講ずること。

３　火災の発生を防止するために消火設備の設置等必要な措置を講ずるとともに、点検整備を行うこと。また、管理事務所等を除き、原則として火気の使用は行わないこと。

４　ねずみが生息し、および蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。

５　周囲の囲いが破損した場合は、速やかに補修することとし、作業終了後または作業員が不在のときは、出入口を閉鎖し、施錠すること。

６　立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。また、立札等が破損した場合は、速やかに補修すること。

７　埋立区域を表示する区域杭は、常に明確にしておくこと。

施設の維持管理計画書（最終処分場　No.２／３）

８　運搬車両および埋立作業に使用する機械等の使用により、周辺の生活環境に支障を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

９　開渠その他の設備の機能を維持するために、開渠等に堆積した土砂の除去等の措置を講じること。

10　擁壁、えん提その他の設備を月１回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

11　法面の保護のため、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うこと。また、法面の小段排水溝および縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講じること。

12　中間覆土が支障なく行えるよう産業廃棄物の搬入を計画的に行うとともに、中間覆土に必要な土量は常に確保しておくこと。

13　最終処分場までの使用道路の安全確保、清潔保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

14　搬入された産業廃棄物は、原則として、その日のうちに埋立処分を行うこと。

施設の維持管理計画書（最終処分場　No.３／３）

15 埋立地に埋め立てられた廃棄物の種類、数量および処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該処分場を廃止するまでの間保存すること。また、受入れまたは処分年月日、受入先ごとの受入量および処分方法ごとの処分量を記載した帳簿を事業場ごとに備え、毎月末までに記載を終了するとともに、１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間事業所ごとに保存すること。なお、これらの書類等は、管理事務所等に常に備えておくこと。

16　産業廃棄物を荷降ろしする前に、取り扱える品目であるかを確認し、取り扱える品目以外の産業廃棄物が混入していた場合には、荷降ろしを中止し、場内から速やかに除去すること。

17　時間を定めて作業を行うこととし、原則として作業時間外には、埋立作業、車両の出入り等は行わないこと。

18　事故の発生を防止するため、巡回監視および保守点検を実施するとともに、台風、大雨等の際には、必要な措置を講じ、事故の未然防止に努めること。

〔様式：１９〕

施設の維持管理計画書（しゃ断型）

１　埋立地にたまっている水は、当該埋立地または区画における埋立処分開始前に排除すること。

２　外周仕切設備および内部仕切設備を月１回以上点検し、これらの損壊または埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められる場合には、速やかに埋立処分を中止するとともに、これらを防止するために必要な措置を講じること。

３　埋立処分に当たっては、外周仕切設備および内部仕切設備を損傷しないように留意すること。

４　最終処分場周縁の２箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備により採取した水について、水質検査を６ヶ月に１回以上（電気伝導率または塩化物イオン濃度は月１回以上）行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも１回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

５　水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

６　埋立処分が終了した埋立地は、速やかに外周仕切設備と同等の覆いにより閉鎖すること。

７　閉鎖した埋立地については、覆いを定期的に点検し、覆いの損壊または埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合には、速やかに覆いの損壊または埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出を防止するために必要な措置を講ずること。

〔様式：１９〕

施設の維持管理計画書（安定型）

１　最終処分場周縁の２箇所以上の場所から採取した地下水または地下水集排水設備により採取した水について、水質検査を１年に１回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも１回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

２　水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講じること。

３　浸透水について、水質検査を１年に１回以上（ＢＯＤまたはＣＯＤは月１回（埋立終了後は３月に１回）以上）行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

４　浸透水に係る水質検査の結果が基準に適合しない場合、またはＢＯＤが２０ｍｇ／ＬもしくはＣＯＤが４０ｍｇ／Ｌを越えている場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入および埋立処分の中止、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

５　埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合は、厚さがおおむね５０ｃｍ以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。

６　上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

〔様式：１９〕

施設の維持管理計画書（管理型）

１　産業廃棄物、埋立用機材等により、シートを破損しないように埋め立てること。

２　しゃ水工を月１回以上点検し、そのしゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講じること。

３　放流水について、水質検査を６ヶ月に１回以上（ＰＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳおよび窒素含有量は月１回以上）行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

４　水質検査の結果、放流水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、原因物の撤去等必要な措置を講ずること。

５　最終処分場周縁の２箇所以上の場所から採取した地下水、または、地下水集排水設備により採取した水について、水質検査を１年に１回以上（電気伝導率または塩化物イオン濃度は月１回以上）行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。なお、水質検査は、埋立処分開始前にも１回以上行い、管轄健康福祉センター所長にその結果を提出すること。

６　水質検査の結果、地下水の水質に異常が認められた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を中止し、その原因を調査するとともに、異常の原因が埋立地によると考えられる場合は、知事と協議の上、漏えい部の修復、原因物の撤去等必要な措置を講ずること。

７　湧水対策のための集排水設備が施されている場合には、湧水の状態を常に監視し、異常を認めた場合には、水質分析等を行いその原因を究明をするとともに、必要な措置を講ずること。

８　ガス抜き設備を年１回以上点検し、ガスを適正に排除するよう管理すること。

９　調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

10　埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね５０ｃｍ以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。

11　上記により閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

〔様式：２０〕

施設設置場所に係る土地・建物の概要

施設の種類：　○　○　○　○

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施　設　の　所　在　地 | | | | 地目 | 公簿  面積 | 実測  面積 | 埋立  面積 | 所有者の住所および氏名 |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 |
|  |  |  |  |  | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  |
| 合　　　　　　　　計 | | | | |  |  |  |  |
| 当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出状況 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
| 隣　　　　　　接　　　　　　地　　　　　　の　　　　　　状　　　　　　況 | | | | | | | | |
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 公簿  面積 | 実測  面積 | 埋立  面積 | 所有者の住所および氏名 |
|  |  |  |  |  | ㎡ | ㎡ | ㎡ |  |

　※当該施設に係る土地・建物に関する法令上の許可・届出のコピー（農地法の規定による農地転用許可証の写し等）を添付すること。

〔様式：２１〕

産業廃棄物最終処分場の災害防止計画

|  |
| --- |
| 【産業廃棄物の飛散および流出の防止に関する事項】 |
| 【公共の水域および地下水の汚染の防止に関する事項】 |
| 【火災の発生防止に関する事項】 |
| 【その他最終処分場に係る災害防止に関する事項】 |

〔様式：２２〕

分析設備の概要等

|  |  |
| --- | --- |
| 分析機器の種類 |  |
| 名称・形式 |  |
| 数量（基） |  |
| 分析する特別管理  産業廃棄物の種類 |  |
| 検出項目 |  |
| 分析手順概要 |  |
| 設置場所および  設置方法 |  |
| 性状の分析を行う者の  職氏名 |  |
| 分析担当者の資格 |  |

　(注) 感染性産業廃棄物および廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を行う場合に添付すること。

〔様式：２３〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類 | | | |
| 処分後の産業廃棄物の種類  および性状 |  | | |
| 発　生　量　(t/月またはm3/月)  ※熱回収を行う場合は得ようとする熱量を含む。 |  | | |
| 処　　理　　方　　法 | 自 己 処 理 | （処分場所） | |
| 委 託 処 理 | （処分業者名） |  |
| （所在地） |
| 埋立処分 　 海洋投入処分　　中間処理　　売　　却  中間処理、売却の場合は具体的な方法 | | |
| 備考　※１　処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。  　　　　※２　中間処理後の産業廃棄物の処理を委託する場合には、受託業者の許可証の写しを添付すること。 | | | |